

平成27年8月27日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、20都道府県の47人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。7月23日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 20都道府県47人

(北海道3、茨城県2、栃木県3、埼玉県4、千葉県2、東京都11、神奈川県4、静岡県1、愛知県2、岐阜県1、三重県1、滋賀県2、大阪府1、兵庫県3、和歌山県1、岡山県1、愛媛県2、福岡県1、長崎県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 予告は平成27年7月23日までに実施済み